

平成28年度 周南市事務事業評価シート

事務事業コード	18505	事務事業名	公平委員会費			
担当部・課名	公平委員会事務局	評価者 (課長)	西村 和成	評価責任者 (部長)	井上 道隆	

【事業概要】 Plan

第2次まちづくり 総合計画・前期 基本計画における 位置づけ	施策コード	900306	分野	9行政経営	事業の分類	(経常的事務事業)
	基本施策	3持続可能な財政運営			補助・単独の別	単独
	推進施策	(6)財政運営の透明性の確保			会計名	01一般会計

事業の目的 (対象)	企業職員、特別職等を除く職員	事業の目的 (意図)	地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定、職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定、職員からの苦情相談の処理、職員団体の登録に関すること等、公平委員会の業務を行う。
事業の内容 (手段)	○定例会の開催(毎月) ○職員団体の登録申請の受理 ○職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定 ○職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定 ○職員からの苦情相談の処理		

【実施内容】 Do

事業 目標	指標名	指標説明	単位	年度	26年度	27年度	28年度
					公平委員会の開催	定例会等の会議の開催	回
				実績値	12.0	12.0	
				達成度(%)	100.0%	100.0%	

事業 費	項目	単位	26年度	27年度	28年度(予算)	29年度(予算)	30年度(見込)
	(予算額)	直接事業費	千円	1,720	1,717	1,731	1,714
うち一財		千円	1,720	1,717	1,731	1,714	1,714
(決算額)	直接事業費	千円	1,709	1,697		対28年度増減理由	対29年度増減理由
	うち一財	千円	1,709	1,697			
	正職員人件費	千円	1,109	1,111			
	人工数	人	0.15	0.15	0.15		
	支出コスト	千円	決) 2,818	決) 2,808			

【評価】 Check

課題・問題・評価等	事業開始からの推移	地方自治法及び地方公務員法に基づき設置。H17年度から勤務条件に関する措置要求や不利益処分に関する審査請求の事案以外に職員の苦情相談に関する事務が加わっている。H28年度からは再就職者による依頼等の届出に関する事務が加わった。	課題・問題点	<input type="checkbox"/> 妥当性 <input type="checkbox"/> 有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 効率性 公平委員会を設置している県内各市において、県内市町による事務の共同処理等が検討されているが、事務費負担金の問題や事案が発生した場合の事務処理の方法等、十分な検討が必要。
	評価	A	達成度と結びつかない場合の理由	
	事務事業の方向性	公平委員会は、法に基づき、今後も職員の利益保護のため中立的かつ専門的な機関として業務を遂行していく必要がある。そのための方策を講じていくことが大切である。	評価責任者コメント	公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の利益保護のための中立的かつ専門的機関であり、今後もそのための業務を継続して遂行していく必要がある。

【改善】 Action

平成29年度当初予算等での改善結果(平成29年度当初予算への反映など)	備考
公平委員会定例会、また審査請求事案発生時など適切な委員会運営ができるための予算とした。	

【事務事業を構成する細事業】

No.	細事業名	細事業の目標	細事業の実施内容	コスト(千円)		人工数	
				外部委託の可否		正職員	臨時等
①	公平委員会費	地方公務員法に設置が義務付けられている公平委員会の事務を行う。	法に基づき、職員の勤務条件に関する措置要求、職員に対する不利益処分に関する審査請求等の事務を行う。	1,731	否	0.15	0.00
②							
③							
④							
⑤							